

高齢者医療の円滑な運営のため、対策を充実します

高齢者医療制度について、本年4月からの実施状況を踏まえ、制度の円滑な運営を図るため、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな措置を講じる必要があることから、負担金の軽減や激変緩和措置の1年間の延長などが決定されました。

☆長寿医療制度における

低所得者の保険料の軽減について

世帯の所得が低い方の保険料は、その所得に応じて、均等割(1人当たり定額の保険料)の7割、5割又は2割を軽減することとされています。平成21年度以降について、

①7割軽減世帯のうち、長寿医療制度被保険者の全員が年金収入で80万円以下の基礎年金だけで暮らしている世帯(その他の所得はない)は、保険料の9割を軽減します。

②所得割を負担する方のうち、所得の低い方は、所得割を50%程度軽減します。

☆70～74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結措置の継続について

70～74歳の方の窓口負担について、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置く

ているところです。(すでに3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除く)平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様の措置を継続します。

☆長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割軽減)

の継続について

会社などに勤めるお子さんなどに扶養されていた方で、本年4月から9月まで保険料の負担がなく、10月から本来の保険料の1割(9割軽減)を負担されている方については、平成21年度においても保険料の1割(9割軽減)負担を継続します。

☆75歳到達月における自己負担限度額の特例の創設について

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を、本来額の2分の1にし、月の途中で75歳になることにより、一部負担金等の額が増額とはならなくなります。(平成21年1月から施行)

問合せ先 市民生活課 年金・医療担当

～高齢者の総合相談窓口～

こんにちは！地域包括支援センターです

Q：最近おばあちゃん、認知症が進んできて、徘徊する事が多くなってきたわ。今は家に帰って来れるからいいけれど、帰って来れなくなったら心配だわ。何かいいものが、ないかしら…。

A：市では、認知症高齢者の早期発見・保護を目的として『徘徊高齢者家族支援事業』と『認知症高齢者SOSネットワーク事業』を行っていますよ。

『徘徊高齢者家族支援事業』は、徘徊性のある高齢者にGPS(位置探索システム)を携帯してもらうことで、パソコンや携帯電話から、その位置を把握することができるシステムです。初期費用は市が負担し、利用者は月500円の利用料金(基本額)がかかります。(パソコンや携帯電話がない方でもご利用ができます。)

『認知症高齢者SOSネットワーク事業』は、事前に高齢者の方の名前や顔写真などを登録してもらい、高齢者の方がいなくなってしまう時にネットワーク関係機関に連絡が入ります。そして関係機関の方にも協力していただき、高齢者の早期発見・保護をしていく事業です。登録料などは無料です。

パソコンで位置の検索ができるのはいいよね。ちょっと相談に行ってみるわ

※調査をさせていただいた結果、非該当になる事もあります。詳しい内容については、ご相談ください。

問合せ先 いきいきプラザ都留内 健康推進課 地域包括支援センター ☎(46)5114 内135